

令和6年4月1日

お客様各位

高岡信用金庫

ご融資契約終了後の書類のお取扱いについて

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、これまでご融資時にお預かりしてまいりました融資契約書につきまして、ご契約が終了（完済）となりました場合には、お客様へご返却させていただいておりますが、令和6年6月1日以降にご契約が終了した融資契約書は原則ご返却せず、当金庫で5年間保管し、その後責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更させていただきますのでお知らせいたします。

なお、不動産担保等に関する書類につきましては、不動産担保解除登記等が必要となりますので、従来通り取扱店からご返却させていただきます。

また、ご融資契約終了後の契約書につきまして返却をご希望される場合は、取扱店までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、取扱店までお問い合わせください。

以上